

## 議案第 69 号

湖北地域消防組合の共同処理する事務の変更および規約の変更について

湖北地域消防組合の共同処理する事務を変更し、これに伴う湖北地域消防組合規約を別紙のとおり変更することにつき、長浜市と協議することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 28 年 5 月 27 日提出

米原市長 平尾道雄

### 提案理由

火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）、火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号）および火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）に基づく事務のうち、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）第 2 条の規定により市町が処理することとされた事務について、専門的な知識を有する火薬類の取扱いに係る申請手続等を湖北地域消防組合の共同処理とすることにより、事務の効率化、安全性の向上を図ることについて長浜市と協議するため、この案を提出するものである。

## 湖北地域消防組合格約の一部を改正する規約

湖北地域消防組合格約（平成 18 年滋賀県指令自振第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- （1）消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）および消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に規定する消防に関する事務（消防団に関する事務を除く。）
- （2）火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）、火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号）および火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号）に基づく事務のうち、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 71 号）第 2 条の規定により市町が処理することとされた事務

付 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

湖北地域消防組合同約新旧対照表

改正後	現 行
<p>湖北地域消防組合同約</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p><u>(共同処理する事務)</u></p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p><u>(1) 消防組織法(昭和22年法律第226号)および消防法(昭和23年法律第186号)に規定する消防に関する事務(消防団に関する事務を除く。)</u></p> <p><u>(2) 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)、火薬類取締法施行令(昭和25年政令第323号)および火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)に基づく事務のうち、滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成18年滋賀県条例第71号)第2条の規定により市町が処理することとされた事務</u></p> <p>第4条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規約は、平成29年4月1日から施行する。</u></p>	<p>湖北地域消防組合同約</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p><u>(共同処理する事務)</u></p> <p>第3条 組合は、消防組織法(昭和22年法律第226号)および消防法(昭和23年法律第186号)に規定する消防に関する事務(消防団に関する事務を除く。)を共同処理する。</p> <p>第4条以下 略</p>